

にっぽん恐竜協議会規約

(名称)

第1条 この会は、にっぽん恐竜協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、恐竜化石産出自治体の包括的な連携のもと、人的・知的財産や特色ある資源の活用を図り、地域づくり、教育・文化の振興、学術・研究、観光、地域交流、災害応援など多様な分野で相互に協力し、活力ある地域の形成及び発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、前条の目的に賛同する別表に掲げる日本国内の恐竜化石を産出した基礎自治体（以下「構成団体」という。）の首長を会員として組織する。

(活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 恐竜化石を活用した相互交流（行政・地域）に関すること。
- (2) 人材育成、学校教育における相互交流に関すること。
- (3) 学術・調査研究に関すること。
- (4) 地域の魅力（観光・物産）情報の相互発信に関すること。
- (5) 災害相互応援協力に関すること。
- (6) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第5条 会員は、第2条の目的に賛同し、入会したものを会員とする。

(役員を選任)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長（以下「役員」という。）は、会員の互選により選出する。

3 監事は、総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

3 監事は、会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 協議会運営のための基本方針に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (4) 協議会の構成団体の加入、脱退に関すること。
- (5) その他、協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

3 会長は、理事会の承認を経て、臨時総会を招集することができる。

4 総会の成立要件は、構成団体の2/3以上とし、議決に関しては、出席者の過半数以上の賛成を要する。

(担当者会議)

第10条 協議会の運用体制を整備し、併せて連携及び協力事項の調整を進めるための担当者会議を設置する。

2 担当者会議は、協議会を構成する自治体の所管課長で構成する。

3 担当者会議は、会長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会長が属する自治体に設置する。

3 事務局長は、会長が指名することができる。

(顧問)

第12条 会長は、理事会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、外部から委嘱することができる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、第3条で定める構成団体からの負担金及びその他の収入をもつて充てる。

2 構成団体は、別に定める負担金を納付しなければならない。

3 年度途中で入会した場合は、その年度の負担金全額を納付するものとする。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の会務の執行に関し必要な事項は、総会に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年12月2日から施行する。

(特例措置)

この規約を施行した年度は、第 14 条の規定にかかわらず、この規約を施行した日に始まることとする。

別表 (第 3 条関係)

構成団体
北海道むかわ町
熊本県御船町
兵庫県篠山市
兵庫県丹波市
群馬県神流町